

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月武蔵野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（年次有給休暇） 第8条 （略） 2 及び 3 （略） 4 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、業務に支障がないと認めるときは、会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第1号に掲げるものにあつては規則で定める単位により、当該会計年度任用職員を除く職員にあつては<u>1時間</u>を単位として与えることができる。 5 （略） （特別休暇） 第10条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、会計年度任用職員について、特別休暇のうち、永年勤続休暇及び<u>ボランティア休暇</u>以外のものを承認するものとする。 3 （略）	（年次有給休暇） 第8条 （略） 2 及び 3 （略） 4 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、業務に支障がないと認めるときは、会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第1号に掲げるものにあつては規則で定める単位により、当該会計年度任用職員を除く職員にあつては<u>15分</u>を単位として与えることができる。 5 （略） （特別休暇） 第10条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、会計年度任用職員について、特別休暇のうち、永年勤続休暇以外のものを承認するものとする。 3 （略）	字句の改正 字句の削除

(介護休暇)

第11条 任命権者は、職員がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、パートナーシップ制度の相手方（武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第2条第12号に規定するパートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付又は同号に規定するパートナーシップ制度と同等の制度であると市長が認める他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ制度の相手方であって、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）（以下「配偶者等」という。）又は2親等内の親族（届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナーシップ制度の相手方の親族を含む。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下同じ。）を承認するものとする。

(介護休暇)

第11条 任命権者は、職員がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、パートナーシップ制度の相手方（武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第2条第12号に規定するパートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付又は同号に規定するパートナーシップ制度と同等の制度であると市長が認める他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ制度の相手方であって、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）（以下「配偶者等」という。）又は2親等内の親族（届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナーシップ制度の相手方の親族を含む。以下同じ。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下同じ。）を承認するものとする。

字句の追加

2 から 4 まで (略)	2 から 4 まで (略) <u>(子育て部分休暇)</u> <u>第11条の2の2 任命権者は、</u> <u>職員が満6歳に達する日の翌</u> <u>日以後の最初の4月1日から</u> <u>満12歳に達する日以後の最初</u> <u>の3月31日までの間にある当</u> <u>該職員又はその配偶者等の子</u> <u>を養育するため、1日の勤務</u> <u>時間の全部又は一部につき勤</u> <u>務しないことが相当であると</u> <u>認められる場合における休暇</u> <u>として、子育て部分休暇を承</u> <u>認するものとする。</u> <u>2 子育て部分休暇に関しその</u> <u>期間その他の必要な事項は、</u> <u>規則で定める。</u> <u>(介護についての申出があっ</u> <u>た場合等における措置等)</u> <u>第11条の3 任命権者は、職員</u> <u>が配偶者等又は2親等内の親</u> <u>族が当該職員の介護を必要と</u> <u>する状況に至ったことを申し</u> <u>出たときは、当該職員に対し</u> <u>て、仕事と介護との両立に資</u> <u>する制度又は措置（以下この</u> <u>条及び次条において「介護両</u> <u>立支援制度等」という。）そ</u> <u>の他の事項を知らせるととも</u> <u>に、介護両立支援制度等の申</u> <u>告、請求又は申出（次条にお</u> <u>いて「請求等」という。）に</u> <u>係る当該職員の意向を確認す</u> <u>るための面談その他の措置を</u>	条の追加 条の追加
----------------------	--	-------------------------

	<u>講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第11条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	条の追加
--	--	-------------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正は令和8年1月1日から、第10条及び第11条の2の2の改正は同年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第11条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

年次有給休暇に係る取得単位の変更及び子育て部分休暇の新設並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次

世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。